

第18回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年12月25日（木）午後3時30分～午後4時05分

2 開催場所 有家コレジョホール 2階 大会議室

3 出席委員

(農業委員)

1番	相良栄一郎	2番	馬場正国	3番	中川繁憲	4番	楠田耕三
5番	寺田俊秀	6番	宮崎陽一	7番	神崎好史	8番	植木健太郎
9番	石橋浩昭	10番	山崎伸吾	11番	寺田健蔵	12番	山下勝也
13番	濱本康弘	16番	伊崎美代子	17番	水田 勇	18番	金子初夫
会長 太田香代子							

(農地利用最適化推進委員)

20番	入江泰子	21番	中野裕二	23番	松尾和昭	24番	山口俊一
25番	田中芳邦	26番	吉岡長久	27番	林田浩也	28番	本多正敬
29番	岡田裕弥	30番	原田久也	32番	三宅東英	33番	飛永敏博
34番	本多 力	35番	中山秀樹	36番	田中八郎	37番	田中昭博
38番	荒木健一	39番	山本敏晴	41番	本田勝彦	47番	木下勝徳
48番	太田保則						

4 欠席委員

(農業委員)

14番	浅田修弘	15番	内田一郎
-----	------	-----	------

(農地利用最適化推進委員)

19番	増田孝徳	31番	本多晋介	40番	宮崎 努	42番	柴内成世
43番	金井圭司	45番	兼俵朝樹	46番	本多信之介		

5 議事録署名委員 13番 濱本康弘 18番 金子初夫

6 事務局出席者 小渕 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[日 程]

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第76号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他の • 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について

事務局（○○） 定刻になりましたので、ただいまから第18回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、15番内田委員、19番増田委員、31番本多委員、40番宮崎委員、42番柴内委員、43番金井委員、46番本多委員の農業委員1名、推進委員6名から欠席の届出があっております。また、14番浅田委員と45番兼俵委員のほうからは、若干遅れるという連絡があつております。

ただいま農業委員の数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第18回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先般の南島原市議会第4回の定例会へ出席し、南島原市の今後の農業の展望をという質問に対して、会長として答弁してまいりました。

日頃、農業委員としての活動の中で農業者の方たちから寄せられた声を踏まえまして、次の3つを柱として申し上げてまいりました。

1番、農地を守る。地域の財産を次の世代へつなぐ。

2、稼げる農業へ。努力が報われる産地づくり。

3、担い手を育てる。地域営農の未来をつくる。

詳しい発言の内容は、本日資料としてお配りしておりますので、農地を守る・稼げる農業・担い手を育てる、この3つを軸に農業委員会の活動の基本として皆様と力を合わせ、南島原市の農業の未来を次の世代へつなげてまいりたいと思っております。

本日は、長崎大学経済学部准教授、山口純哉さんを講師にお招きし、「地域資源を活かした関係人口づくり」と題して講話を拝聴することといたしております。農作業体験交流事業をもっと活用できるヒントもあるかと思いますので、最後までよろしくお願ひいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に13番濱本委員、18番金子委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議事に入ります前に、本日の総会資料1ページ、その他の項目の最後に、農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免についてを追加いたしますので、ご了承願います。資料につきましては、案件に入ります前にお配りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（○○） それでは、説明させていただきます。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今月は、売買4件、1万2,120平米です。

(議案第73号 番号1~4を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の同条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

また、番号1は〇〇番〇〇委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

—— 〇〇番〇〇委員退席 ——

議長 それでは、1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がないようですので、1番については申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、番号1については申請どおり許可することに決定いたします。
〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

—— 〇〇番〇〇委員入席 ——

議長 次に、2番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 それでは、3番の案件は南有馬の案件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、4番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。
(「問題ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、2番、3番、4番について申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。**
番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第74号 農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇、地目畠、面積が49平米です。転用の目的は住宅用地です。申請地を祖母より借り受けて住宅を新築したいということでございます。権利の内容につきましては使用貸借権の設定、時期は許可日から、期間は3

0年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積194.84平米です。建物内に自家用車2台分の車庫を確保いたします。現状のまま整地し、周囲にはブロックを設置して土留め工事を行い、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、基本自然流下ですけれども、新設される溜柵を経由して、道路側溝に放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、同じ道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては、市管理課と協議済みとなっております。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願ひいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

12月23日9時30分から、○○委員、○○委員、事務局と現地を調査してまいりました。場所は有家雲仙線から○○線へ分かれて上ったところであります、分かれてその○○線を約1キロぐらい上ったところに○○集落があります。それからまた900mぐらい上ると広域の出るところであります、その道路際の東側に現地はあるところであります。道路沿いであります。ご覧のとおり、写真でありますけれども、1枚の畠が約900平米ということで、その中の499平米を転用ということです。手前の道路から進入ということでありまして、手前にちょっと木が植わっておりますけれども、そこはいずれ道路にやることであります。北側の赤線がありますが、そのほうは約1m拡張して道路にするということです。東側に農地として残るのが約3畝、道路側だけを転用ということです。周辺はほとんどこの住宅に囲まれて、北も南も住宅に囲まれているところであります。農地として残るのはその残地として残る3アール程度のところであります。雨水排水は先ほどの事務局からありましたとおり、道路側溝へ放流ということになっております。

何の問題もないかと見てまいりましたので、皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。○○番○○委員 ○○番○○です。

今、○○委員が言われたとおり、何ら問題ないかなど見てまいりました。審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局(○○) それでは、4ページをお願いいたします。

番号2、福岡県の○○さん、持分2分の1です。と、諫早市の○○さん、こちらも持分2分の1、2名の方から北有馬町の有限会社○○さんへ、北有馬町○○番○と○○番○、どちらも地目田、合計の465平米となっております。転用の目的は資材置場用地です。当該地を譲り受けて土木工事用の資材置場用地として利用したいということでございます。権利の内容につきまして

は売買、時期は許可あり次第、期間は永久です。備考欄にありますとおり、隣接の〇〇番〇、こちら雑種地になっておりますが、25平米を一体利用というところでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。土木工事用の資材置場用地490平米となります。現場事務所用のプレハブ、あと重機、残土、碎石、廃材の置場を確保いたします。最大1mの盛土をして整地いたします。北側と南側には残土及び碎石置場がありますが、こちらにつきましてはコンクリートブロックを設置いたします。西側と東側につきましては、既存の石垣や擁壁があります。その上にコンクリート擁壁をして、フェンスを新設いたします。また、敷地内は碎石舗装しますので、土砂の流出はありません。なお、雨水につきましては、敷地を県道側に流れるように傾斜させて、基本は自然流下となっております。ただし、県道の際に新設する側溝と集水溝を設けます。その集水溝を経由して県道側の道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては、島原振興局管理課と協議済みとなっております。汚水、雑排水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願ひいたします
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

12月23日10時15分頃、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員と私、事務局2名、計5名で見てまいりました。場所は北有馬小浜線の県道の〇〇支所よりも500mほど手前の東側のところです。近くには〇〇というスーパーがありますけれども、その100mぐらい手前です。先ほど事務局から説明がありましたが、ここは窪地になっておりまして、湿田みたいなところでしたけれども、そこに1mほどかさ上げして資材置場にするということで、今説明があつたとおり、砂利で敷き詰めてするということでありまして、浸透しますので何ら問題ないかと見てまいりました。そして、資材置場ですので周りが風が吹いたときなんかにやっぱり県道側にいろいろ埃とか砂砂利のそういうのが来ないようにということでフェンス等をして注意をしてくださいということで話をできました。それで、雨水も先ほどあったとおり、溜溝に流して放流することになります。一番心配されるのは、ここが〇〇川のすぐ真横でありまして、ここが実際は海拔4mですけれども、大潮の満潮のときには海拔から1mもないぐらい低い土地で、数年に1回は必ず大雨と満潮と重なってこちら辺りが一帯に水浸しになるというところでありますので、そのところ十分気をつけてくださいということで話をできました。あとは、その北側に〇〇が自宅をまた新設するということでありますので、管理等については〇〇の方も住居として構えますので、何ら問題ないかと見てまいりました。

以上です。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ただいま〇〇委員からご説明ありましたとおり、何ら問題ないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（○○） それでは、議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明をさせていただきます。

5ページから7ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権3件、2,629平米、使用貸借権13件、2万2,950平米、再設定は賃貸借権が7件13,472平米、使用貸借権3件6,966平米です。

このほか、7ページの番号27以降は、農地中間管理機構が保有している分に係る受け手への利用権の設定で、新規の賃貸借権2件2,942平米、使用貸借権1件1,132平米であり、合計29件5万91平米です。

なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、また、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等をお伺いするところではありますが、5ページ、番号13、6ページ、番号15、番号20、番号21は、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号13、番号15、番号20、番号21について審議いたします。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、○○番○○推進委員、○○番○○推進委員の退場を求めます。

―― ○○番○○推進委員退席 ――

―― ○○番○○推進委員退席 ――

議長 番号13、番号15、番号20、番号21について、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

○○番○○推進委員、○○番○○推進委員の入場を求めます。

―― ○○番○○推進委員入席 ――

―― ○○番○○推進委員入席 ――

議案第76号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第76号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを説明いたします。

8ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、権利（利用権）の移転1件、141平米です。

この案件は、借受者を父、〇〇さんから子の〇〇さんに移行されたことに伴い、利用権を変更するというものです。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、議案第76号 農用地利用集積等促進計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画を承認することに決定いたします。

9ページ、10ページは、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

11ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

12ページ、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約についてですが、今回初めての事案でありますので、事務局に説明を求める。

事務局（〇〇） 12ページ、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約についてをご説明いたします。

これについては、農地中間管理機構が借り受けている農用地について、相当期間をおいても今後貸し付けることが見込めないと認められるときは、借受けの契約を解除できると、その法律の定めにより今回解約をしようとするものでございます。この当該地は、借受者が解約をして農地中間管理機構の保有地となっておりましたけれども、3年間過ぎても新たな借り手が見つからないことから契約を解除するものでございます。

ただし、現在はその待ち期間というのは3年から1年というふうにされております。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたとおりでありますので、ご承知ください。

質問等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。これ、3年たって3年以降はどうなるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 3年過ぎますと解約ということで、地主さんのはうに返されるということになります。

以上です。

〇〇番〇〇委員 放置ということになるの。借り手がおらんということならば……

（「まあ、例によっては草ぼうぼうになってしまうような、荒地になるという状態なんですか。

管理は、わざわざ人を頼んで草刈りしてもらうとか、黙って放っておくとか…」との声有り）

事務局（〇〇） 一応、借り手の方が解約をされて、この時期に解除されたのが令和4年なんですけれども、この時点ではそういう状態になった場合、3年間については先ほど〇〇委員がおっしゃつ

たように、農地をきれいな状態で機構のほうが管理をすると、私どもが委託を受けて草刈りとか管理をしていたわけですけれども、機構のほうもずっとその状態で管理していくというわけにもいかないということで、相当期間という法律の定めで、その当時は3年間をそういうことでやりましょうと、3年過ぎても見つからなかったら、もう地主さんの方にお返しをしますと、そういうことができるという法律になっておりますので、それを適用すると。その期間が現在は1年しか機構のほうも管理をしないということに、現在はなっているということでございます。

以上です。

○○番○○委員 大体分かりました。

事務局 (○○) 補足ですけれども、いえば借り手が見つからなくて、今、空きの状態ですね。こういった情報を皆さん方がこういったところで知り得るわけで、できたらこういったものを次の方を見つけるとか、そういうことで活用をしていただければと思っております。

議 長 よろしいでしょうか。

続きまして、農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

ただいまから資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

事務局 (○○) それでは、皆さんのお手元に届きましたでしょうか。

では、ただいまお配りしましたA4横長の農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について（報告）の用紙で報告をさせていただきます。

読み上げになりますけれども、まず、転出、新所属、総務部人事課付、氏名、○○、旧所属、農業委員会事務局主査。発令予定年月日、令和7年12月31日となっております。

以上です。

議 長 職員の任免に関することにつきましては、会長専決事項となっておりますので、ただいまの説明のとおり専決いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして議事を終了します。